



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年9月6日金曜日 第541号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 597
 土地改良区の合併による解散..... (農地整備課) ... 598
 肥料の登録の失効..... (農産園芸課) ... 598
 くるまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更..... (水産課) ... 598
 くるまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更..... (") ... 598
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 598
 道路の区域変更(県道上猿田三島線)..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 600
 指定道路の指定..... (") ... 600
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 601

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 601

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第837号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フジ宇和島桜町店
 宇和島市桜町2番35号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社フジ
 松山市宮西一丁目2番1号
 代表取締役 山口 普
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社フジ
 松山市宮西一丁目2番1号
 代表取締役 山口 普
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 令和7年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,468平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

129台

イ 駐輪場の収容台数

42台

ウ 荷さばき施設の面積

122平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

46.9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年8月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第838号

松山市勝岡土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、松山市太山寺土地改良区と合併したので令和6年8月30日解散した。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第839号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和6年7月28日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねぼかし	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地
令和6年8月5日	愛媛県第1237号	混合有機質肥料	宇和混合有機1号	窒素全量 5.5 りん酸全量 7.0	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地
令和6年8月16日	愛媛県第1254号	混合有機質肥料	本ぼかし	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第840号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年7月愛媛県告示第749号）を次のとおり変更した。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	0.1トン	0.1トン
	7月から9月まで	6.5トン	9.5トン
	10月から12月まで	1.0トン	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
	総計	10.6トン	13.6トン

○愛媛県告示第841号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年7月愛媛県告示第750号）を次のとおり変更し

た。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（大型魚）漁業	4.6トン	1.6トン

○愛媛県告示第842号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年9月6日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751
代表取締役社長 小澤 英彦
- 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8-6
- 特定施設に関する事項
(1) E-93

特定施設の種類の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 28.45 最大 28.45
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.19 最大 0.19

燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 10

(2) C - 8

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能 力	ウエハー1時間当たり1,000枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 1.9
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 20	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日
処理施設の種 類及び型式	弗素含有廃水処理施設
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、FRP、SS製、エポキシ樹脂
処理施設の主要寸法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.13 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 29.5 最大 49.5
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種 類及び型式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、エポキシ樹脂		
処理施設の主要寸法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~10.0 最大 3.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
	炭素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

(3) H₂O₂処理施設

設置年月日		平成26年2月1日	
処理施設の種別及び型式		H ₂ O ₂ 処理施設	
処理施設の構造		PE、FRP	
処理施設の主要寸法		直径 2,200ミリメートル 高さ 5,400ミリメートル 2基	
処理施設の能力		1時間当たり50立方メートル処理が2基	
汚水等の処理の方式		活性炭処理(上向流式)	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25.0 最大 40.0	通常 25.0 最大 25.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 14.0 最大 31.0	通常 14.0 最大 31.0
	炭素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 290 最大 290	通常 290 最大 290

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.3 最大 40.0
	炭素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市寒川町字柳ノ元523番7から 同市具定町字正之森248番3地先まで	旧	メートル 4.0~6.0	キロメートル 0.276	
			新	4.0~17.0	0.276	

○愛媛県告示第844号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年9月6日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和6年8月27日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字井垣266番1の一部、266番2の一部、26

6番5の一部、266番6の一部、266番7及び266番6、266番7地
先道
4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 39.17メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第845号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-3)第12875号	令和3年 6月17日	榑内子・森と町並みの設計社	稲田 繁	喜多郡内子町寺村2478-6	令和6年 7月22日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-3)第13605号	令和3年 12月11日	榑露内工務店	露内 進	大洲市河辺町横山1999	令和6年 7月31日	建築工事業	建設業の廃止

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年9月6日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 告 告 日
鉛蓄電池756個 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F	令和6年8月23日	株式会社きんでん四国支社 香川県高松市福岡町三丁目4番8号	129,000,000円	一般競争入札	令和6年7月12日